

板戸第一自治会細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、板戸第一自治会規約（以下「規約」という。）の規定に基づき、板戸第一自治会（以下「本会」という。）の活動及び運営に関し、必要な事項を定める。

(細則の改廃)

第2条 この細則の改廃は、規約第41条の規定により会長が定め、総会の承認を得て執行する。

(区域)

第3条 規約第3条に定める本会の区域を次の6地区に区分し、各地区内に組を設けるものとする。

地区名
上庭第1
上庭第2
中庭第1
中庭第2
東庭第1
東庭第2

2 新たに組を設けようとする場合又は組を分割する場合の世帯数は、戸建住宅の場合概ね10世帯とする。ただし、マンション等の場合は、1棟を組とすることができる。また法人設立時の組については、従前を引継ぐものとする。

第2章 賛助会員

(賛助会員)

第4条 規約第6条の賛助会員は、規約第1条各号に規定する「地域的な共同活動」及び「良好な地域社会の維持及び形成」等の目的達成のために本会諸活動等への積極的な協力並びに参加をするものとする。

2 本会は、前項の目的達成のため、賛助会員への支援並びに災害時等に要請

があった場合には、緊急時対応を行うものとする。

(会費等)

第5条 本会の会費は、「別表1」のとおりとする。

- 2 個人会員の会費は、世帯単位とし、支払い方法は、月額払い、5月と11月の半期払い、四半期払い又は5月の一括払いのいずれかによるものとする。又組長は、それぞれの方法により徴収した会費を、地区委員を經由して会計に納入する。
- 3 賛助会員の会費は、5月に一括して1年分を役員（組長を除く）が徴収し、会計に納入する。ただし、会長が認めた場合は、納入月を変更することができる。
- 4 会員に特別の事情があり、本人又は組長の申し出を受け、役員会議で認めた場合は、会費を免除することができる。
- 5 「日本赤十字募金」、「赤い羽根募金」及び「歳末助け合い」は、徴収した会費から一括して納付する。
- 6 板戸第一自治会館（以下「会館」という。）又は、本会の共有物の取得、保存及び毀損等のために会費に不足が生じた場合は、総会の議決を経て別途徴収することができる。
- 7 会計年度途中での入会については、入会の翌月から月割で会費を納入するものとする。ただし、会員が希望する場合は、一括して納入できる。

(退会時の会費の返還)

第6条 会計年度途中での退会については、事前申し出により退会日の翌月以降の前納分（月割り）を返還する。ただし、退会者から返還の辞退があった場合は、返還しない。

(入・退会届)

第7条 規約第8条並びに第9条第1項第2号の規定による入会又は退会には、それぞれ「入会届（第1号様式）」又は「退会届（第2号様式）」を会長に提出しなければならない。

第3章 役員等

(役員を選任等)

第8条 規約第10条の会長、副会長、会計及び監事の候補者の選考については、役員選考委員会において行う。

(1) 役員選考委員会の委員は、組長を除く現職の役員が兼務し、委員長には

会長が、副委員長（2人）には副会長があたるものとする。

- (2) 役員選考委員会は、改選年度の1年度前から開会し、候補者の選考にあたらなければならない。
- 2 第9条第1号（道路整備等推進委員）から第4号（防災委員）の役員は、会長が選任し、委嘱する。
- 3 地区委員は、各地区内会員の互選による。
- 4 組長は、組ごとに組会員の中から選出し、任期は各組で定める。

（その他の役員）

第9条 規約第10条第1項第4号に定めるその他の役員は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|----|
| (1) 道路整備等推進委員 | 1人 |
| (2) 環境衛生委員 | 1人 |
| (3) 防犯委員 | 1人 |
| (4) 防災委員 | 1人 |
| (5) 地区委員 | 6人 |

（その他の役員等の職務）

第10条 その他の役員等の職務は、次のとおりとする。

- (1) 道路整備等推進委員は、道路等の土木関係の整備及び公害対策等に関する業務を行う。
- (2) 環境衛生委員は、ゴミ問題、地域清掃等の環境整備に関する業務を行う。
- (3) 防犯委員は、防犯に関する業務を行う。
- (4) 防災委員は、防災に関する業務を行う。
- (5) 地区委員は、担当地区内の組長をまとめ、代表して自治会の円滑な運営に努める。
- (6) 組長は、担当組をまとめ、代表として会務に協力する。
- (7) 相談役は、本会の運営に関する相談に応じるとともに行政等との折衝並びに関係機関等との連絡の円滑な推進を支援するものとする。

第4章 表決

（総会の書面表決）

第11条 規約第23条の規定により、総会に出席できない会員が表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任する場合は、「書面表決書（第3号様式）」、又は「委任状（第4号様式）」を総会開会前までに会長に提出しなければ

ばならない。

(役員会の書面表決)

第12条 規約第29条の規定により、役員会に出席できない役員の表決等については、前条の規定を準用する。この場合において、規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第5章 予算の流用等

(予算の流用及び予備費の充用)

第13条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、歳出予算総額の10%以内とする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用及び予備費の充用をしたときは、直近の総会に報告しなければならない。

第6章 弔慰

(連絡)

第14条 会員が死亡したときは、その会員が所属する組の組長は速やかに地区委員に連絡し、地区委員は遅滞なく会長に連絡しなければならない。

(葬儀への参列)

第15条 特段の理由がない限り、会長又は会長の代理人は、会員の葬儀に参列するよう努めなければならない。

(弔慰金)

第16条 弔慰金は、5,000円とする。

第7章 自治会館

(使用)

第17条 自治会館(以下「会館」という。)は、規約第1条(目的)達成のための拠点施設であることと会館建設の経緯等を踏まえ、会員の善意による自主的管理を前提に、使用するものとする。したがって、会館は、自治会活動に使用するほか、公共的使用及び本会内の各種団体並びに会員相互の親睦等を目的とした次の各号に定める使用とする。

(1) 総会、役員会及び自治会行事等の自治会活動に使用する場合

- (2) 公的及び公共的目的のために使用する場合
 - (3) 本会内の各種団体が活動目的達成のために団体活動として使用する場合
 - (4) 会員の生活向上及び福利厚生のために使用する場合
- 2 前項第3号の各種団体は、年度末に翌年度の団体登録をしなければならない。

(使用方法等)

第18条 会員が会館を使用する場合は、会館玄関横に備えた「板戸第一自治会館使用簿（第5号様式）」に予約しなければならない。ただし、次の各号に定める者は、原則としてあらかじめ「板戸第一自治会館使用申込書（第6号様式）」に署名押印して会長に申込み、承認を得なければならない。

(1) 行政機関

(2) 法人（賛助会員以外）

- 2 会館の使用は、前条第1項第1号に定める自治会活動を除き、原則1ヶ月につき4日を限度とする。ただし、前項各号に定める者の使用は、1ヶ月につき3日を限度とする。
- 3 会長は、板戸第一自治会館使用申込書による申込があり、承認する場合は、直ちに板戸第一自治会館使用簿を確認し、予約するとともに、「板戸第一自治会館使用承認書（第7号様式）」を交付するものとする。
- 4 会館使用者は、原則として会長から当日鍵を借り出し、使用後は直ちに返却しなければならない。
- 5 会館の備品類を使用する場合は大切に使用し、使用後は整理して元の状態に戻さなければならない。また備品類を万一破損した場合は、鍵の返却時にその旨を会長に連絡しなければならない。
- 6 会館に持ち込んだ物品は、原則として会館使用后、必ず持ち帰らなければならない。ただし、やむを得ない理由により保管を認める場合は、7日以内を限度とし、保管品の盗難、損壊に対し本会はいかなる賠償責任も負わない。

(使用予約の制限)

第19条 第17条第1号の自治会活動及び第2号の公的及び公共的利用を除く会館を使用する者の「板戸第一自治会館使用簿（第5号様式）」への予約は、3ヶ月以内とする。

(使用の不承認)

第20条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の承認を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 会館及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不相当と認められるとき。

(使用条件)

第21条 会長は、第18条の規定により、会館の使用を承認する場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付すことがある。

(目的外使用の禁止)

第22条 第17条並びに第18条の規定に基づき承認を受けた者は、その承認にかかる使用目的以外に使用し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(承認の取消等)

第23条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用条件を変更して使用承認を取消し、又はその使用を停止する等の制限をすることができる。この場合において、これらの処分により生じた損害に対し、本会は、賠償の責を負わない。

- (1) 第20条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第21条の規定に基づく使用条件に違反したとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) 定められた期日までに第26条の使用料を納付しなかったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この細則の規定による申込み又は届出等に虚偽又は不正があったとき。

(損害賠償)

第24条 本会は、使用者が会館又はその他備品等を損傷、若しくは滅失したときは、原形に回復させ、又はその損害を賠償させることができる。

(使用時間及び休館日)

第25条 会館を使用できる時間は、原則として8時から22時までとし、休館日は原則として設けない。

- 2 使用時間は、会館の効率的使用を考慮し、原則8時から13時、13時から18時及び18時から22時の3区分とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 第17条第1項第1号に規定する自治会活動及び同項第2号に規定する公的及び公共的使用については、前項の規定は適用しない。

(使用料)

第26条 第18条の規定による承認を受けた者は、「別表2」に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、第18条第3項の「板戸第一自治会館使用承認書」を受けた際に納付しなければならない。ただし、会長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(使用料の減免等)

第27条 自治会活動及び本会内の各種団体が活動目的達成のために使用する場合は、基本使用料を徴収しない。

- 2 会長は、公益上又はその他特別の理由があると認めるときは、前条の基本使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返納)

第28条 既納の使用料は、返納しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で会長が特に認めたときはその全部又は一部を返納することができる。

- (1) 災害又はその他利用者の責に帰さない理由により利用できなかった場合
- (2) 会長が公益上又はその他やむを得ない理由により第17条の承認を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは利用条件を変更した場合
- (3) 使用者が使用日の3日前までに使用の取り消しを会長に届け出て、会長が正当な理由があると認めた場合
- (4) その他特別の理由がある場合

第8章 個人情報の取扱

(責務)

第29条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(個人情報の取得)

第30条 本会の個人情報とは、「構成員（自治会員）登録カード」、自治会入会届及び自治会退会届等として、本会に提出された次の事項を記したものである。

- (1) 氏名（家族、同居人を含む）
- (2) 住所

(利用)

第31条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用とする。

- (1) 会費請求、管理及びその他文書の送付等
- (2) 自治会員名簿の作成
- (3) 減災及び防災のための活動
- (4) 安否確認及び相互扶助等、福祉のための活動

(管理)

第32条 取得した個人情報は、会長又は会長が指定した役員が適正に保管・管理する。

- 2 不要となった個人情報は、会長及び会長が指定する役員により、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供先)

第33条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第9章 その他

(委任)

第34条 この細則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会の議決を経て定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成25年4月21日から施行する。
 - 2 「第7章 自治会館」の第17条から第28条の規定は、自治会館完成後の開館から適用する。
 - 3 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 第5条の3 別表2(賛助会員自治会費 1法人-5 会費変更)要望書受付。

板戸第一自治会 入会届

板戸第一自治会長 殿

私は、板戸第一自治会規約並びに細則等を了承の上、貴自治会への入会を
申込みます。

住 所 伊勢原市 板戸 番地

(ふりがな)

代表者氏名

居住開始（予定）年月日 年 月 日

家族及び同居者名（自治会の会員は、個人単位での加入が原則です。）

氏 名	氏 名

板戸第一自治会 退会届

板戸第一自治会長 殿

私は、都合により【転居・その他（ ）】により、貴自治会を退会します。

住 所 伊勢原市 板戸 番地

(ふりがな)
代表者氏名

退会（予定）年月日 年 月 日

家族及び同居者名

氏 名	氏 名

緊急時連絡先 住 所
電 話

※差し障りがある場合は記入されなくて結構です。

書 面 表 決 書

住 所 伊勢原市 板戸 番地

氏 名 ⑩

板戸第一自治会長 殿

私は、 年 月 日に開催される板戸第一自治会総会における下記議案について、次のとおり表決します。

議案番号	議案	賛	否
第 号議案			
第 号議案			
第 号議案			
第 号議案			
第 号議案			
第 号議案			
第 号議案			
第 号議案			

- (注) 1 各議案について、「賛」「否」いずれかに○印で表示してください。
2 「賛」「否」の両方に○印がある場合、両方に○印がない場合及び○印以外の他事記載の場合には、その議案について賛成とみなします。

第4号様式(第11条関係)

年 月 日

委 任 状

住 所 伊勢原市 板戸 番地

氏 名 印

板戸第一自治会長 殿

下記の者に 年 月 日に開催される板戸第一自治会総会の表
決を委任します。

代理人の住所 伊勢原市 板戸 番地
代理人の氏名

年 月 板戸第一自治会館使用簿

日	曜日	使用区分（8時～13時） 使用時間； 団体名 代表者	使用区分（13時～18時） 使用時間； 団体名 代表者	使用区分（18時～22時） 使用時間； 団体名 代表者
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				

板戸第一自治会館使用申込書

板戸第一自治会長 殿

住 所

氏名（法人名）

印

下記の内容で自治会館の使用申込をしますの、承認願います。

使用年月日	年 月 日 () 年 月 日 () 合計 (日間) 年 月 日 ()
使用時間	年 月 日 時 分～ 時 分 年 月 日 時 分～ 時 分 年 月 日 時 分～ 時 分
使用目的（具体的に書いてください。）	
会館備え付けの備品等の使用（具体的に記入してください。）	

板戸第一自治会館使用承認書

殿

板戸第一自治会長

（公印省略）

申請のあった板戸第一自治会館の使用について、次のとおり承認します。

使用承認 年月日・時間	年 月 日 ()	時 分～	時 分
	年 月 日 ()	時 分～	時 分
	年 月 日 ()	時 分～	時 分
使用条件			

※ 板戸第一自治会細則第7章「自治会館」の各規定を遵守して使用してください。

別表1 (第5条関係)

板戸第一自治会費

1. 個人会員自治会費 (世帯単位)

区 分	会 費
借家又はアパート入居者	月額150円 (年額1,800円)
借地で家屋が自己所有者	月額170円 (年額2,040円)
宅地・家屋とも自己所有者	月額200円 (年額2,400円)
宅地・家屋とも自己所有で借家経営者・農業経営者	月額250円 (年額3,000円)
宅地・家屋とも自己所有でアパート経営者	月額350円 (年額4,200円)

2. 賛助会員自治会費（年額）

区 分			会 費 (円)	
1 法 人	1 資本金1億円以上	1 本社並びに工場		80,000
		2 工場		50,000
		3 店舗	1 大規模	30,000
			2 中規模	12,000
			3 小規模	5,000
		2 資本金5千万円以上1億円未満	1 本社並びに工場	
	2 工場		30,000	
	3 店舗		1 大規模	20,000
			2 中規模	10,000
			3 小規模	5,000
	3 資本金5千万円未満		1 本社並びに工場	
		2 工場		15,000
		3 店舗	1 大規模	10,000
			2 中規模	8,000
			3 小規模	5,000
		4 資本金が非公開で次の区分に該当する	1 本社並びに工場	
2 工場			10,000	
3 店舗	1 大規模		10,000	
	2 中規模		8,000	
	3 小規模		5,000	
5 貸店舗等を経営する法人等で組織する管理団体			50,000	
2 店 舗	1 一店舗につき次の区分による (経営者世帯が同一建物に居住していない場合)		10,000	
			5,000	
			4,000	
			3,000	
3 倉 庫 等	1 倉庫や小規模の製造所		1 製造所	4,000
			2 倉庫	3,000
4 福祉施設	1 次の区分による		1 株式会社経営	12,000
			2 組合経営	10,000
			3 社会福祉法人等の経営	5,000
5 社 員 寮			20,000	
6 アパート等	年度当初の4月時点の居住世帯		1,800	

別表2 (第26条関係)

板戸第一自治会館使用料

区 分	金 額
1. 基本使用料	1日 3,000円 (1区分ごとに1,000円)
2. 冷暖房設備 使用料	2時間 100円